賃貸住宅を扱う不動産媒介業者等の皆様へ

住居確保給付金へのご協力のお願い

~横浜市~

(令和5年4月)

住居確保給付金の申請書類の中に、不動産媒介業者様や貸主様にご記入いただく、「入居住宅に関する 状況通知書」という様式がございます。本制度の利用を希望される入居者の方から、同書類の記入依頼が ございましたら、所定の欄をご記入いただき、ご本人にお渡しいただきますようご協力をお願いいたしま す。

1 事業の内容

住居確保給付金は、離職、廃業またはやむを得ない休業等で収入の機会の減少により経済的に困窮し、 住居を喪失している方、又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給す るとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

住居確保給付金

対 象 者:離職、廃業、やむを得ない休業等による減収により住居を喪失した方又は住居を喪失するお

それのある方

支給要件: 就労支援担当者(自立相談支援員)による面接等の支援を受けて、就職活動や自立に向けた

活動を行う方

支給期間: 3か月間 (※ 延長、再延長の審査により最大9か月支給される場合があります。)

支給額:上限額の設定があり、所得に応じて支給します。※1

※1 居住する世帯員数で支給する上限額が異なります。詳細は各区生活支援課にお問い合わせください。

2 協力をお願いしたい事項

対象者が本事業を利用するに当たり、入居する<u>住居を探すことを希望している、若しくは、現在入居している</u>が件への居住を希望している状況を確認するための以下の書類を持参します。

対象者が持参する書類(いずれかを持参します) 「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1号)」 「入居住宅に関する通知書(様式2-2号)」

不動産業者様におかれましては、必要事項について次のとおりご記入をお願いいたします。

- 表面すべてを不動産媒介業者様または貸主様がご記入ください。
- 押印は代表者印若しくは賃貸契約書で使用した印を原則とします。
- 入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費、管理費、駐車場代等を除いた金額をご記入ください。
- 振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。
- 振込口座のフリガナにご注意ください。
- 訂正筒所には訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。
- 裏面はご本人が記入します。
- ・原則は、通常家賃を振り込んでいる、不動産媒介業者様の口座への振込みとなります。クレジットカード払いによる本人口座へ賃料の支払いを希望する場合は、口欄を選択してください。*クレジットカード払いによる賃料の支払いは、様式2−2に記載の要件に該当する場合にのみ
 - *クレジットカード払いによる賃料の支払いは、様式2-2に記載の要件に該当する場合にのみ可能です。

なお、上記通知書は、申請対象者にお渡しください。申請対象者が各区福祉保健センターに提出します。

3 給付金支給までの手続の流れ

支給対象者と認定された後に、横浜市から不動産業者様又は住居の貸主様の口座に住居確保給付金が振り込まれます。

振り込みは、例月25日前後になります。支給決定からお振込みまで概ね2~3週間程度の期間を要します。(申請状況により、それ以上かかる場合もあります。ご了承ください。)

家賃当月支払分を当月末までに振り込みますが、支給決定のタイミング等により、申請月の翌月以降に、申請月分と翌月分の2か月分を振り込む場合(申請月の家賃の支払いが遅れることになります。)があります。支払済の家賃は支払いの対象になりません。また、住居確保給付金申請月以前の滞納分などに給付金を充てることはできません。

- (例1)5月に申請受理して、5月下旬に支給決定された場合⇒5月と6月に支払うべき2か月分の家賃を6月25日前後に振り込みます。
- (例2)5月に申請受理して、6月中旬に支給決定された場合⇒5月から7月に支払うべき3か月 分の家賃を7月25日前後に振込みます。

4 その他

- 申請受付後、概ね2~3週間程度で審査を行い、結果をお知らせいたします。(書類の揃い状況などによっては、それ以上かかる場合もあります。予めご了承ください。)
- 「支給要件に該当しない」などの理由により、受給資格が確認されなかった場合は、申請者本人から不動産媒介業者様や貸主様へご連絡していただきます。(区からもご連絡する場合があります。)
- 給付期間は原則3か月です。(延長、再延長の審査により最大9か月支給される場合があります。)
- 振込時の通帳記載は「区名(5文字)+課コード(2桁の数字)+〇〇〇〇(区によって異なる)」となります。

■ 手続きに関するお問い合わせ先

※住居確保給付金・・・各区役所の福祉保健センター生活支援課生活支援係

区生活支援課	所 在 地	電話番号	FAX
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	西区中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	中区日本大通35	224-8249	224-8239
南区	南区浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	港南区港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ケ谷区	保土ケ谷区川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	旭区鶴ケ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	緑区寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	都筑区茅ケ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	栄区桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5705	365-6351

市外局番…045

制度に関するお問い合わせ先 横浜市健康福祉局生活支援課 TEL:671-2429

FAX:664-0403